平成２２年（フ）第８２２号
川崎市宮前区小台２丁目11番地７　第３桔梗ビル310
債務者　塚原由紀夫
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
川崎市高津区坂戸３丁目７番１号　トレンチタウン４－１号、前住所川崎市高津区新作５丁目17番６号　エリア新城204
債務者　荒井　壽雄
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５１号
川崎市麻生区片平４丁目９番21号
債務者　齋藤　一慶
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５２号
川崎市麻生区片平４丁目９番21号
債務者　齋藤　芳枝
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
川崎市多摩区菅北浦２丁目４番24号　マリーズガーデンＡ―101
債務者　上條美代子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９１号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前、前住所東京都足立区千住緑町２丁目31番４―301号
債務者　榎田　竜一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９７号
川崎市多摩区東生田３丁目６番５号、前住所川崎市多摩区枡形１丁目10番１―205号
債務者　吉田　直人
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１９号
川崎市幸区東古市場47番地４　小池コーポ301
債務者　島　　一人
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２０号
川崎市幸区東古市場47番地４　小池コーポ301
債務者　島　みち子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２１号
川崎市川崎区本町１丁目５番地１　1102
債務者　濱　実奈子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２２号
川崎市多摩区堰１丁目25番20―302号
債務者　深作　　忍　（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２３号
川崎市多摩区宿河原２丁目49番36号　雪ヶ坂ビレッジＡ－１、前住所川崎市多摩区宿河原２丁目48番５―204号
債務者　伊豆味るみ子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２７号
川崎市幸区遠藤町32番地　成田荘
債務者　長澤　伸一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４９号
川崎市多摩区生田１丁目３番15号　アーバンルナＢ―101
債務者　今村　稚愛（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５０号
川崎市中原区下小田中１丁目１番１号　307
債務者　篠田　佳澄
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係